

令和4年4月1日

建設業者の皆様へ

新ひだか町長

建設工事の適正な施工の確保について

建設業は、自然災害等に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。

また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっております。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保、建設業の働き方改革を目的として、令和元年6月に公共工物品質確保法を、同年10月には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）の一部及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）の一部改正が行われ、令和2年10月には建設業法及び入札契約適正化法の改正が行われたところであり、発注者・受注者ともに建設産業の持続的健全な発展の促進に努めていかなければなりません。

このようなことから、改正された新担い手3法の目的の達成に向かって、公共工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保の推進を図るため、**建設工事の実施に当たり、建設業関連法令の遵守はもとより、次の事項について適正化を図るとともに、特に下請契約における下請代金の設定に当たっては、書面による見積依頼、適切な見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底するとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮するよう、適正な施工体制の確保等について、対応をお願いします。**

なお、国土交通省においては、「新労務単価」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の発注関係事務の運用に関する指針【令和2年1月30日改正】」及び「社会保険加入対策に係る情報」などの相談を総合的に受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、また、北海道においては、「建設ホットライン」を開設し、「新労務単価」の相談等も受け付けていること、その他、建設業の強化や経営多角化など経営に関する専門的な相談に対応する「北海道建設業サポートセンター」も設置していますので併せてご利用ください。